新規開業特例

新規開業特例の場合は、営業実態がわかる書類などから総合的に判断します。

開業特例

新規開業特例について

令和2年9月13日以降に新規開業し、協力金単価を算出するのに十分な営業期間が取れない場合は、次の特例により基準額を算出することができます。

申請方法の目安

次のいずれかの方法で『1日当たりの売上高※』を計算してください。

【9月方式】

※売上高は消費税・地方消費税を除いた額を用います。

営業開始日から令和3年8月31日までの売上高の合計÷ 営業開始日から令和3年8月31日までの暦日数

【期間合計方式】

<第12期については選択不可>

【時短要請日方式】

営業開始日から令和3年9月12日までの売上高の合計÷ 営業開始日から令和3年9月12日までの暦日数

1日当たりの売上高が全ての店舗で83,333円以下

- ■申請方法は『<u>簡易申請</u>』となります(詳細は11ページ)。
 - ※確定申告書、売上台帳等の提出は必要ありません。
 - ※確定申告等が不要となっている場合、基本的には簡易申請となります。
- ■1店舗当たりの支給額:450,000円

1日当たりの売上高が83,333円を超える店舗がある

- ■申請方法は『<u>通常申請</u>』となり、特例用の売上高情報 シートの添付が必要となります。
 - ※確定申告書、売上台帳等の提出が必要となります。
 - ※大企業は通常申請に限ります。
- ■1店舗当たりの支給額は売上高等に応じて異なります。 450,000~3,600,000円 (大企業の場合は0~3,600,000円)

第12期開業特例

新規開業特例による協力金単価の算出方法

【売上高方式の算出方法】

協力金単価=営業開始日からの『1日当たりの売上高』×0.3

【売上高減少額方式の算出方法】

協力金単価=(営業開始日からの『1日当たりの売上高』-令和3年の『1日当たりの売上高』)×0.4

※算出結果はいずれも千円未満を切り上げ

営業開始日からの『1日当たりの売上高』の計算方法

【9月方式】

営業開始日からの『1日当たりの売上高』

- =営業開始日から令和3年8月31日までの売上高の合計
 - ·営業開始日から令和3年8月31日までの暦日数

【期間合計方式】

<第12期については選択不可>

【時短要請日方式】

営業開始日からの『1日当たりの売上高』

- =営業開始日から令和3年9月12日までの売上高の合計
 - ÷営業開始日から令和3年9月12日までの暦日数

令和3年の『1日当たりの売上高』の計算方法

売上高減少額方式で用いる令和3年の『1日当たりの売上高』は営業開始日からの『1日当たりの売上高』の計算方法に応じて次のとおり計算 します。

【9月方式】令和3年9月の売上高÷30 【時短要請日方式】令和3年9月13日から9月30日の売上高の合計÷18